

一般社団法人日本高齢者虐待防止学会  
会費の減額に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本高齢者虐待防止学会（以下、「本法人」という）定款第9条第1項及び第2項に基づき、常勤職の退職者等を対象とした正会員の会費の減額について定める。

(資格)

第2条 本法人に対し、次の要件をすべて満たす正会員から、翌年度の年会費の減額の申し出があった場合、翌年度からの年会費は一般の正会員の半分となる。

- (1) 本法人の正会員としての期間（一般社団法人化前の期間を含む）が通算5年以上あること
- (2) 翌年度開始時点で70歳以上であること
- (3) 翌年度開始時点で常勤職に就いていないこと
- (4) 本年度までの会費を納入済みであること

(期間)

第3条 前条の申し出のあった正会員の年会費の減額は、更新の申し出を要せず、退会するまで維持される。ただし、本法人が、当該正会員に対して会費減額の取り消し通知をした場合は、その時点で会費減額の権利を失う。

(減額申請した場合の権利等)

第4条 年会費の減額を除いた当該正会員のその他の権利義務は、一般の正会員と同じとする。

(規程の変更)

第5条 この規程は、社員総会の決議によって変更することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 本規則は、令和5年9月16日から施行する。
- 2 令和5年度の正会員については、第2条の「翌年度」を「本年度」、4号の「本年度」を「前年度」と読み替え、令和5年度から年会費の減額ができることとする。

# 年会費減額措置申請書

一般社団法人日本高齢者虐待防止学会 御中

常勤職の退職者等を対象とした正会員の会費の減額措置を申請します。

申請日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

申請者氏名		印	会員番号	
所属機関名				
自宅住所	〒			
メールアドレス		電話番号		

その他・特記事項
----------

以下、学会事務局センターが記入-----

上記申請を承認いたします。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
一般社団法人日本高齢者虐待防止学会